

リテール決済改革の世界的な「2 大潮流」について



麗澤大学経済学部教授 中島 真志

～要旨～

世界的に小口決済改革の動きが急速に進んでいる。旧態依然たるシステムから脱却して、「リアルタイムの入金」「24 時間 365 日対応」「携帯電話番号による送金」といった斬新な機能を実現しようとしている点が大きな特徴である。

英国に端を発したこうした小口決済改革の動きは、その後、シンガポールや豪州に波及した。さらに、米国や欧州が、同様な小口決済改革に乗り出したことから、今やこうした動きは、グローバルなトレンドとなりつつある。

こうしたグローバルな改革の波から取り残されないようにするために、わが国でも遅滞なく適切な対応を進めていくことが求められる。

1 小口決済改革の 2 つの潮流

現在、世界的な小口決済改革は、2 つの方向性で進められている（図 1）。

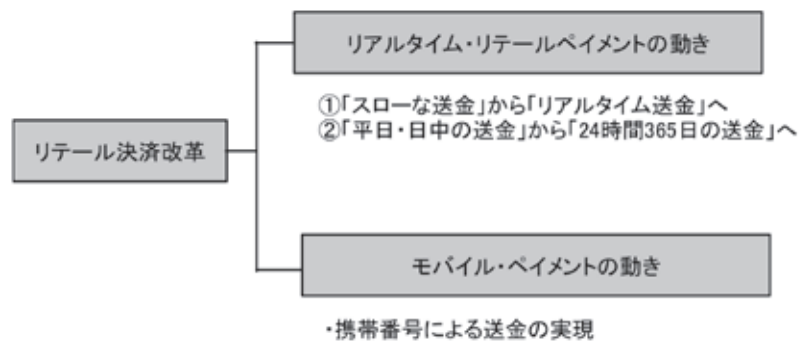
第 1 は、「リアルタイム・リテールペイメント」に向けた動きである。これは、従来、送金相手の口座に入金されるまでに 1～3 日を要していた「スローな送金」から、ほぼリアルタイムで入金が行われるようにする「リアルタイム送金」への改革を行うものである。また同時に、従来は「平日・日中の送金」しかできなかった銀行送金を「24 時間 365 日」いつでも可能にしようとするものである。つまり、利用者は、休日や夜間でも、リアルタイムに送金を行うことができるようになる。

第 2 は、「モバイル・ペイメント」の動きであ

る。これは、相手の携帯電話番号（ケータイ番号）を使って送金ができるようにするものである。このサービスを使うためには、顧客は、銀行に自分の口座番号に対応するケータイ番号を予め登録しておく必要がある。この口座番号とケータイ番号の対応関係は、すべての銀行分が「中央データベース」において一括して管理される。送金を行う時には、スマートフォン（スマホ）で、アプリを開き、アドレス帳から受取人のケータイ番号を指定し、送金金額を入力して送金ボタンを押すだけで、即時の送金を行うことができる。

こうした改革が実現して、24 時間 365 日のいつでも、スマホからケータイ番号でリアルタイムの送金ができるようになれば、国民生活が格

図1 リテール決済改革の2つの方向性



出所：著者作成

段に便利になるとともに、経済的な効率性が飛躍的に高まることとなろう。以下では、こうした2つのトレンドについて、各国の実情を踏まえて考察することとする。

2 リアルタイム・リテールペイメントの動き

(1) 英国の動き

世界のリテール決済改革の口火を切ったのは英国である。

① スローな送金であった Bacs

英国には、従来から「Bacs」という小口決済システムがあり、送金や給与振込などに幅広く用いられてきた。ただし、この Bacs は、送金人が銀行に送金を依頼してから、受取人の口座に入金されるまでに3日間を要する極めて旧式の決済システムであった。こうしたスローな送金に対しては、着金までに時間がかかりすぎるとして、財務省などが小口決済の非効率性を指摘し、改善を求めていた。

② ファスター・ペイメントの構築

こうした批判を受けて、英国の銀行界が数年がかりで構築したのが「ファスター・ペイメント」である。ファスター・ペイメントは、顧客からの送金依頼を受けて、迅速な資金移動を可

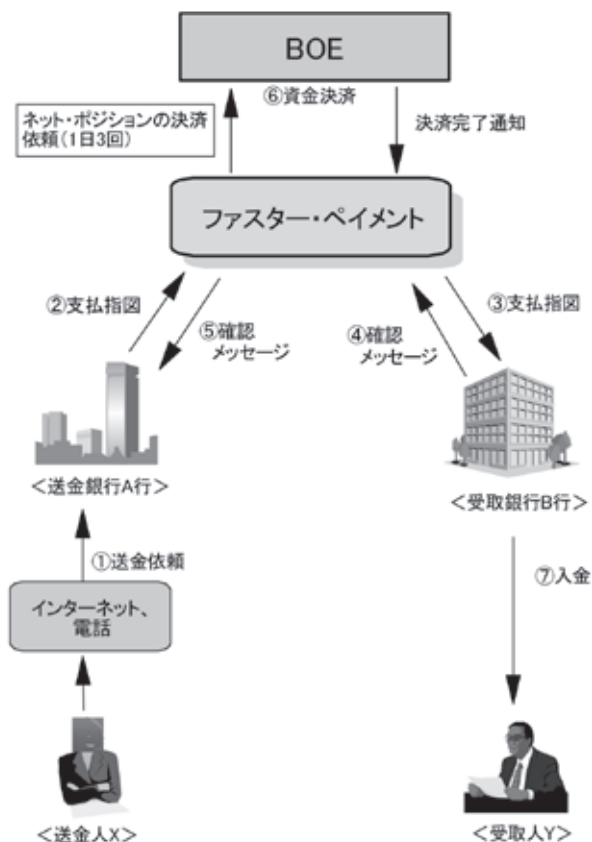
能にする仕組みであり、2008年5月に稼働を開始した。

ファスター・ペイメントには、主要10行がメンバー行として直接参加しているほか、中小金融機関など約300先が間接的に参加しており、ほぼすべての金融機関がその枠組みに参加している。「ファスター・ペイメント・スキーム」という直接参加行(10行)が株主となった組織が運営主体となっている。また、システムの運営は、システム開発を行った VocaLink 社が行っている。

ファスター・ペイメントの特徴は、以下のとおりである(図2参照)。

- (a) 「ほぼリアルタイム」の送金が可能であることである。送金依頼から、通常「数分以内」に受取人の口座に入金される。これは、入金までに3日を要していた Bacs に比べると、大きな改善であったものと言える。
- (b) 「24時間365日」の送金に対応していることである。送金人は、銀行の営業時間外や休日にも送金依頼を行うことができ、送金指図は即時に処理される。この点も、送金が「平日の銀行の営業時間のみ」に限られていた Bacs に比べると、大きな前進であった。
- (c) 銀行間の資金決済は、1日に3回(朝、昼、夕方)のネット決済が行われ、送金の支払額と受取額の差額の決済が中央銀行であるイン

図2 ファスター・ペイメントの仕組み



出所：著者作成

グランド銀行の口座において行われる。各メンバー行では、イングランド銀行に通常の当座預金とは別に「ファスター・ペイメント用口座」を開設し、そこに小口決済に必要な資金を事前に払い込んでおくという「プレ・ファンディング」の仕組みをとっている。

③ ファスター・ペイメントの意義

ファスター・ペイメントは、世界のリテール決済改革の口火を切ったという意味で、非常に重要なトリガーとなった。これまで、多くの小口決済システムは、送金の完了までに1～3日を有する「スローな決済システム」であり、また送金を行うことができるのも、銀行の営業時間内のみに限定されていた。つまり、夜間や土日には、他行への送金ができないのが一般的で

あった。

英国のファスター・ペイメントが、こうした常識を覆して「リアルタイム送金」と「24時間365日送金」を同時に実現させたことは、非常に大きな意義を持つものと言えよう。従来の小口決済の常識を覆す、前例のない革新的な決済システムであったものと言える。世界のリテール決済改革の潮流は、この英国のイノベーションの後を追って、同様な先進的な機能を実現する方向で動いているのである。

(2) シンガポールの動き

① リテール決済改革の波及

こうした動きが次に波及したのが、シンガポールである。旧式の小口決済システムの改革が喫緊の課題となっていたシンガポールでは、VocaLink社から英国のファスター・ペイメントのシステムを購入して、これをカスタマイズしたシステムを「FAST」(Fast And Secure Transfer)として2014年3月から稼働させている。

② FASTの概要

FASTは、顧客からインターネット・バンキングで受け付けた送金依頼を、①リアルタイムで処理し（相手口座への入金は2秒以内）、②稼働時間は24時間365日であるなど、英国のファスター・ペイメントとほぼ同様な機能となっている。FASTには、国内の大手19行が参加している。

FASTでの送金の上限は、1件当たり1万シンガポールドル（約85万円）となっており、小口決済に特化している。民間の大手銀行や中央銀行などからなる「シンガポール・クリアリングハウス協会」が運営主体となっている。

FASTを通じた送金に関する銀行間での資金決済は、中央銀行であるMAS（シンガポール通

貨庁)の口座で、1日に2回(午前と午後)、時点ネット方式で行われる。決済に必要な資金については、MASの口座に各行がFAST用の決済資金を事前に積んでおく「プレ・ファンディング方式」がとられている。

③ FASTの意義

FASTは、英国からシステムを購入して構築したものであるため、機能的には、同国のファスター・ペイメントとほぼ同様なものとなっている。ファスター・ペイメントからは6年遅れの稼働開始となったが、FASTの導入は、リテール決済改革の動きが英国だけに止まらず、各国へ波及していく契機となった。

(3) 豪州の動き

① NPPの構築の動き

シンガポールと並んで、英国のリテール決済改革の影響を受けたのが豪州である。豪州でも旧式の小口決済システムの見直しが課題となっており、2012年に新しい小口決済インフラである「NPP」(New Payments Platform)を構築するプロジェクトを立ち上げた。NPPのシステムの開発・運営は、「SWIFT」¹⁾が一括して受注した。

NPPは、英国やシンガポールのシステムと同様に、①リアルタイム決済を行う、②24時間365日型の決済システムである。

NPPプロジェクトには、国内の主要12行が参加しており、これらの銀行が「NPPオーストラリアリミテッド」という運営主体を立ち上げている。NPPは、2018年2月に稼働が開始される(シンガポールから約4年遅れのスタートとなる)。

② NPPの仕組み

NPPでは、ファスター・ペイメントやFAST

と同様に、送金銀行と受取銀行との間の送金処理がほぼリアルタイムに行われる。そして、銀行間の資金決済が、オーストラリア中央銀行(RBA)における小口決済用の口座において、1件ごとにリアルタイムで行われる「リアルタイム・セトルメント」(即時決済)の仕組みをとっている点が特徴である。英国やシンガポールのリアルタイム・リテールペイメントでは、1日に2～3回にまとめて差額のネット決済が行われており、資金決済の方法が大きく異なっている。

参加行では、RBAに大口決済システムの決済に用いる当座預金(RTGS口座)とは別に、小口決済用の「FSS²⁾口座」を開設する。そして、RTGS口座とFSS口座との間の流動性の移動が「自動トランスファー機能」によって行われる点も特徴となっている。すなわち、参加行が自行のFSS口座残高の上限額と下限額を予め設定しておく、上限額を上回った場合には、上限を超えた余剰資金をRTGS口座に移す一方、下限額を下回った場合には、下限への不足額をRTGS口座から自動的に埋め合わせる。これにより、参加行はFSS口座の残高管理に煩わされる必要がなくなる。また、夜間や休日など大口決済システムの稼働時間外には、RTGS口座の「全額」を自動的にFSS口座に移管することによって、夜間や休日にFSS口座の残高不足が発生することを防止できる仕組みとなっている(図3)。

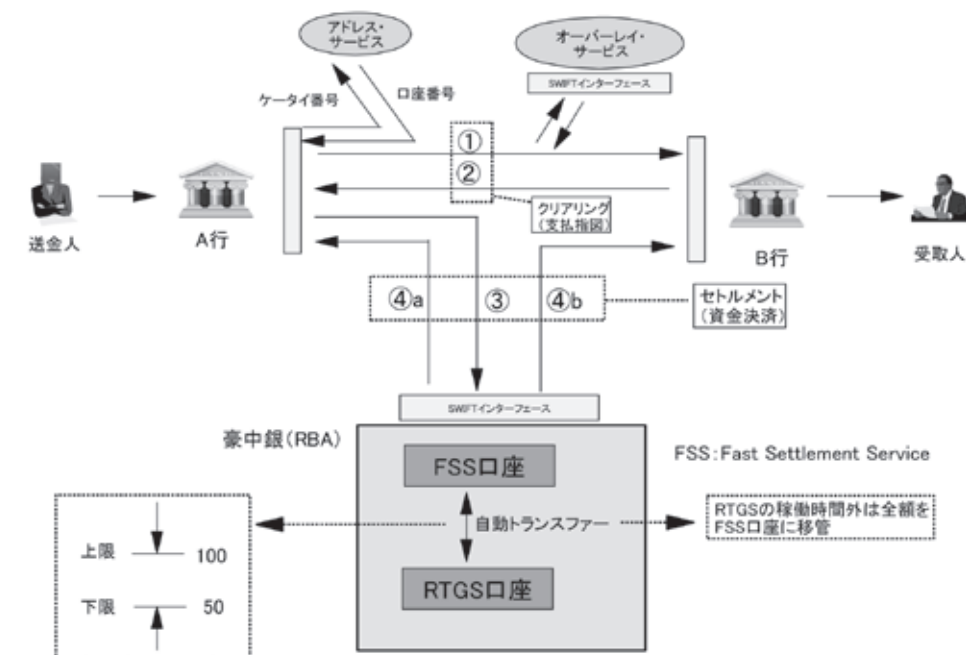
(4) 米国の動き

英国、シンガポール、豪州で進められてきたこうした動きに、米国と欧州が加わったことにより、事態はグローバルに急展開を遂げている。

① Fedによる改善提案

米国では、中央銀行である「Fed」が中心となって、リテール決済改革を推進してきた。すなわち、

図3 NPPの仕組み



出所：著者作成

2013年9月に「決済システムの改善」というペーパーを発表し、この中で①誰でも利用できる（ユビキタス）、②リアルタイムに近い送金（ニア・リアルタイム決済）、③受け手の銀行口座を知らなくても送金ができるようにする、という3つの機能の導入を提唱した。

その後2015年4月には、Fedは関係者を集めた「ファスター・ペイメント・タスクフォース（TF）」を組織して、導入に向けた検討を進めてきた。この中で、ファスター・ペイメントが満たすべき「クライテリア」（評価基準）が策定された。また、TFメンバーから複数のプロジェクト案が出され、これに対して、クライテリアに照らしたレビュー作業が行われた。

こうした一連の取組みを受けて、2017年には「最終報告書」が出され、2020年までにインスタント・ペイメントを導入するという方針が打ち出された。

② TCHによるRTPサービス

こうしたFedを中心とする取組みの中で中心的に動いてきたのが、「TCH」³⁾である。TCHは、すでに米国における小口決済システムである「ACH」を運営してきている。

TCHでは、VocaLink社（英国のファスターペイメントを構築）を技術パートナーとして、2017年11月に「RTP」（Real-Time Payments）というインスタント・ペイメントのシステムを稼働させた。RTPでは、相手の口座への入金に要する時間は15秒程度と、ほぼリアルタイムの入金を可能としており、24時間365日に稼働する。当面は、大手の25行程度が参加するが、これらの銀行は米国の小口決済全体において約5割のシェアを占めている。

銀行間の資金決済については、各参加行が、Fedにある「RTP決済口座」に決済に必要な資金を予め払い込んでおくという「プレ・ファンディング」のモデルを採用している。払い込まれた資金は、RTPシステムの中で、個別銀行ごと

に残高が管理され、RTP での支払い 1 件ごとに支払銀行の口座から引落され、受取銀行の口座に入金される。このように、送金 1 件ごとにリアルタイムで決済が行われる仕組みとなっている。

(5) 欧州の動き

欧州でも、ECB（欧州中央銀行）が主導するかたちで、リテール決済改革に動き出している。なお、欧州では、リアルタイム型の小口決済のことは、一般的に「インスタント・ペイメント」と呼ばれる。

① 推進主体としての ECB

欧州（ユーロ圏）においてリテール決済改革の推進主体となっているのは、ECB である。ECB では、「ユーロ小口決済理事会」（ERPБ：Euro Retail Payments Board）を組織し、インスタント・ペイメント導入に向けた指針などを出している。

② EBA の RT1

こうした中で、ECB の動きに呼応するように動いているのが、「EBA クリアリング」である。同社は、もともと汎欧州の決済サービスを提供するための組織であり、個別国の色が付いていない組織である⁴⁾。すでに、ユーロ圏全域を対象とするいくつかのユーロの決済サービス⁵⁾を運営しており、汎欧州のサービス提供主体としては最適の先とみられる。

EBA クリアリングでは、2017 年 11 月に「RT1」と呼ばれるインスタント・ペイメントのサービスを開始した。これは、39 行の資金提供銀行および IT ベンダーである SIA 社（伊）とともに、開発を進めてきたものである。当初は、9 カ国からの 21 行の参加によりスタートするが、2018 年 11 月までには、参加行は 91 行にまで拡大する

予定である。

③ 米国、欧州の意義

米国や欧州がリテール決済改革に乗り出したことで、この動きは、一部国のみの動きに止まらず、グローバルなトレンドになろうとしている。米国や欧州が、24 時間 365 日可能なリアルタイム決済に移行すれば、他の国や地域でも同様な小口決済システムを構築していこうとする動きが一段と広がるものとみられる。

3 モバイル・ペイメントの動き

上記のような小口決済のリアルタイム化と同時並行の形で進んでいるのが、「モバイル・ペイメント」の動きである。

(1) モバイル・ペイメントとは何か

「モバイル・ペイメント」とは、相手のケータイ番号を使って銀行口座への送金を行うことができるサービスである。従来は、送金を行うためには、相手の銀行口座番号を知っている必要があったが、知り合いであってもお互いに口座番号を知っていることは少なく、送金のためには、まず口座番号を教えあうことが必要であった。これに対して、ケータイ番号であれば、家族や友人などの親しい関係であればすでに知っているため、これを口座番号の代わりに代理変数として使えば、スマホを使ってその場で手軽に送金を行うことができる。こうした性格から、モバイル・ペイメントは、主として個人間の送金（P2P ペイメント）に用いられる。

このモバイル・ペイメントは、スマホを使って支払いを行うという点では、ノンバンクの小口決済サービスによく似ているが、実は裏で動いているのが、既存の銀行間（インターバンク）の決済の仕組みであるという点が大きな違いと

なっている。このため、①口座番号とケータイ番号とのヒモ付けを行うデータベースを作ればよく、大規模なシステム投資が必要ないこと、②基本的には銀行送金であるため、テロ資金対策やマネーロンダリング対策などの面で安全性が高いこと、などの特徴がある。

最近になって、ノンバンクによって、さまざまな小口決済サービスが登場しており、それぞれが簡便な操作による支払いを売り物にして急速に拡大している。モバイル・ペイメントでは、アプリを開いて、アドレス帳から相手のケータイ番号を呼び出し、送金金額を入力するだけでリアルタイムの送金を行うことができる。このため、ノンバンクの送金サービスと同様に、簡便な操作で送金を行うことができる。こうしたことから、モバイル・ペイメントは、ノンバンクの決済サービスに対抗する銀行側の防衛策として位置付けられている。

(2) 英国の Paym

モバイル・ペイメントの分野でも、世界をリードしているのが英国である。

① Paym の概要

英国では、2014 年 4 月に、ケータイ番号を使って送金を行うことができる「Paym」(ペイエム)のサービスを開始した。

サービス開始から 2 年後の 2016 年央時点で、英国国民の 330 万人がケータイ番号を登録して Paym のサービスを利用している。Paym のサービスは 16 行が提供しており、1 日あたりの送金上限は 250 ポンド(約 4.3 万円)となっている。

運営主体は、参加行が株主となっている MPSCo であり、システム運営はファスター・ペイメントと同じく VocaLink 社が行っている。

Paym の利用方法は、以下のとおりである。

- 1) 取引銀行にケータイ番号を登録する。
- 2) Paym のアプリをダウンロードする。
- 3) アプリを起動させて、送金金額を入力する。
- 4) スマホのアドレス帳から送金先を選ぶ。
- 5) 送金ボタンを押す。

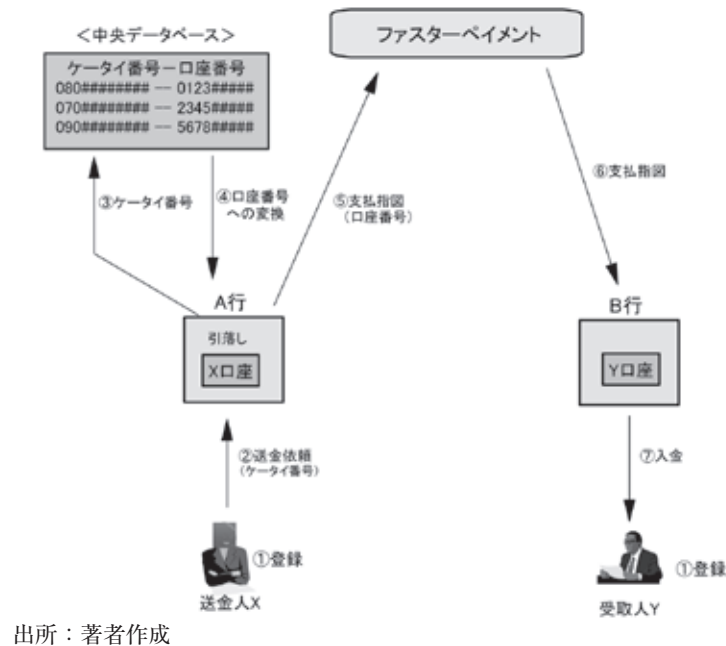
このうち、1) と 2) は事前の準備段階であり、実際に送金を行う時には、3) ～ 5) の操作を行うだけでよい。また、送金を行う際には、「昼のコーヒー代です」「先日はありがとう」といった送金内容に関するメッセージを付けることもできる。

② Paym の仕組み

Paym の仕組みを図示したものが、図 4 である。送金人 X は、取引銀行 A 行に対して、受取人 Y のケータイ番号により、Y への送金を依頼する。送金銀行である A 行では、これを受けて Y への支払指図を中央データベースに送ると、ここでケータイ番号が口座番号に変換される。この口座番号により、ファスター・ペイメントに対して支払指図が送られる。あとは通常の銀行間の送金として処理が行われ、リアルタイムの決済処理により、受取銀行 B 行の Y 口座への入金が行われる。

このように、Paym による送金が可能となっている背景には、最終的にその送金を処理する銀行間決済の仕組みであるファスター・ペイメントが 24 時間 365 日のリアルタイム決済を可能にしていることがある。つまり、モバイル・ペイメントと 24 時間 365 日、リアルタイム送金の処理を行うリアルタイム小口決済とは表裏一体の関係にあり、ワンセットで整備される必要があるのである。

図4 Paymの仕組み



③ Paymの利用状況

Paymは、英国の主要銀行17行⁶⁾がサービスを提供している。Paymの利用件数は、前年比2倍以上で急伸しているほか、年間100万人を超えるペースで登録者が拡大しており、利用は急速に拡大してきている。

④ Paymの利用者アンケート

Paymの利用状況をみると、送金の相手としては、親しい友人(24%)や友人の友人(16%)といった交友関係や、両親(17%)、配偶者(17%)、兄弟(15%)など家族間が多く、身近な間柄での個人間送金に利用されている。また送金の理由としては、ガソリン代(21%)、映画料金(19%)、食事代(18%)、プレゼント代(18%)など、一括して支払った費用を分担する際によく利用されている。つまり、お店には、カードで支払ったうえで、個人間の割り勘にはPaymを使う。これで、現金を使わずに、大抵のお金のやりとりを完了させることができる。

Paym利用者の感想をみると、①口座番号を相

手に伝えなくて済む、②ケータイ番号の方が口座番号より簡単である、など口座番号を使わないことによるメリットが最も高く評価されている。また、③ATMに行かなくてよい、④現金を持ち歩かなくて済む、など現金の代わりに簡単に支払いが行えるという利便性にも高い評価が与えられている。このようにPaymは、利用者にとって、かなり便利で使い勝手のよいサービスとなっている。このため、Paym利用者の80%が、このサービスの利用を知り合いに薦めたいとしており、こうした口コミ効果が利用者の急速な拡大につながっているものとみられる。

(3) 北欧のモバイル・ペイメント

北欧は、モバイル・ペイメントの先進国となっている。ここでは、スウェーデン、デンマーク、ノルウェーについてみる。

① スウェーデンのSwish

英国とともに、モバイル・ペイメントの分野で世界をリードしているのが、スウェーデンで

ある。

スウェーデンでは、英国よりも1年半ほど早く、2012年12月にケータイ番号による個人間送金サービスである「Swish」（スウィッシュ）を導入している。国内の大手10行が共同でこのサービスを提供しており、利用者は相手のケータイ番号で送金の操作を行えば、リアルタイムに送金を行うことができる。Swishにおける銀行間の資金決済は、24時間365日のリアルタイム決済を行う「BiR」という決済システムを通じて行われている。

Swishの利用者は、すでに約600万人以上となっており、スウェーデン国民（1,000万人）の6割が利用するポピュラーなサービスとなっている。特に、20歳代の若年層については、普及率は90%と高く、これらの層では、現金よりもSwishでの受取りを好み、現金を受け取りたがらないといった現象も起きている。

Swishは、2017年前半の利用件数が前年比57%増となっており、利用者もさらに年間100万人のペースで増加するなど、急ピッチで利用が拡大している。

② デンマークの MobilePay とノルウェーの Vipps

デンマークでは、「MobilePay」（モバイル・

ペイ）という大手行のダンスケ銀行が運営するモバイル・ペイメントのシステムがあり、利用者は370万人と国民の65%以上に達している。ノルウェーでは、「Vipps」（ヴィップス）という大手行のDNBが運営するサービスがあり、2015年の導入後1年余りで、利用者は260万人と国民の50%に達している。

このように、北欧（スウェーデン、デンマーク、ノルウェー）では、モバイル・ペイメントが、いずれも国民の2人に1人以上が利用するサービスに発展している。

（4）アジア太平洋地域のモバイル・ペイメント

こうした英国や北欧での成功を受けて、アジア太平洋地域でも、モバイル・ペイメントの動きが広がりを見せている。

まず、2017年1月には、タイにおいて「Prompt Pay」（プロンプト・ペイ）が導入された。すでに2,000万人が登録されている。

また、2017年7月には、シンガポールにおいて、「PayNow」（ペイナウ）というモバイル・ペイメントの仕組みが導入された。PayNowは、前述したFASTを使って、24時間365日、リアルタイムで決済される。

さらに、豪州では、前述したNPPの稼働開始とともに、2018年2月に「ペイIDサービス」と

表1 英国および北欧のモバイル・ペイメント

国	サービス名	導入時期	利用者数	備考
スウェーデン	Swish	2012年12月	600万人 (普及率60%)	主要10行が参加
デンマーク	MobilePay	2013年5月	370万人 (普及率65%)	ダンスケ銀行が開始
英国	Paym	2014年4月	330万人 (普及率6%)	主要15行が参加
ノルウェー	Vipps	2015年5月	260万人 (普及率50%)	DNBが開始

出所：各種資料をもとに筆者作成

いうケータイ番号による個人間送金サービスが導入される。

(5) 米国のモバイル・ペイメント

米国では、「ゼル」(Zelle)という個人間送金のサービスが拡大されようとしている。これは、バンク・オブ・アメリカ、JP モルガン・チェース、ウェルズ・ファーゴの3行が中心となって、2011年から「clearXchange」(クリアエクスチェンジ)という名称でサービスを行っていたものであり、ケータイ番号やメールアドレスを使って送金ができる。しかし、こうした一部行のサービスでは、普及に限界があることなどから、2017年6月に、参加行を30行以上に拡大する方針に転じた。参加行の拡大により、利用可能者は、一気に全米の8,600万人にまで拡大する見通しである。米国では、「ベンモ」⁷⁾(Venmo)を始め、スクエアのSquare Cash、フェイスブックのメッセンジャー送金などのノンバンクによる個人間送金が、若者を中心に大人気となっており、急成長を遂げている。米国の銀行界が、ゼルの拡大に動いているのは、こうした急拡大するノンバンクの送金サービスへの対抗という意味合いが強いものとみられている。

4 小口決済改革へのわが国の対応のあり方

ここまで述べてきたように、「リアルタイム・リテールペイメント」(リアルタイム送金、24時間365日送金)と「モバイル・ペイメント」(ケータイ番号による送金)の2つを実現しようとするリテール決済改革の動きは、世界的に大きなうねりとなっている。

わが国の決済市場が、こうしたグローバルなトレンドから取り残されないようにするためには、わが国においても、こうした決済の高度化に向けて適切な時期に必要な対応を行っていくことが求められる。

(1) 24時間365日化へのあるべき対応

わが国で小口決済を担当する「全銀システム」は、平日の日中については、すでに「リアルタイム送金」を実現している。すなわち、顧客からの送金依頼は、全銀システムを通じてリアルタイムに銀行間で送受信され、受取人の口座へのほぼリアルタイムの着金の実現している。このため、全銀システムでは、相手口座への入金に1～3日を要している海外の小口決済システムに比べると、かなり効率的な決済が実現しているものと言える。

ただし、現在、海外で進められている改革の動きと比べると、送金のリアルタイム処理が「平

表2 モバイル・ペイメントの拡大の動き

国	サービス名	導入時期	備考
タイ	PromptPay	2017年1月	2,000万人が登録
シンガポール	PayNow	2017年7月	リテール決済の90%をカバー
豪州	PayID サービス	2018年2月	24時間365日のNPPが、同時に稼働を開始
米国	Zelle	2017年6月から30行以上に拡大	2011年に大手行のみで開始。参加行の拡大により、8,600万人が利用可能へ

出所：各種資料をもとに筆者作成

日の日中」に限定されている点が見劣りしている。しかしこの点に関しては、すでに全銀システムの運営主体である「全銀ネット」および全国銀行協会（全銀協）が、全銀システムを「24時間 365 日稼働させる」ことを決定しており、2018 年 10 月に新システムが稼働を開始して、24 時間 365 日の送金の実現する予定となっている。

24 時間 365 日送金を実現するために、全銀ネットでは、日中の決済を行ってきた既存のシステム（「コアタイムシステム」）とは別に、休日・夜間用の新たなシステム（「モアタイムシステム」）を構築して対応することとしている。モアタイムシステムへ参加するかどうか（つまり、夜間や休日の送金対応を行うかどうか）は、各行の任意とされている。

このように、24 時間 365 日化の動きについては、一見すると、わが国は 2018 年中に世界の流れにキャッチアップするよう見える。

ただし、モアタイムシステムへの参加は任意とされ、また各行が独自に稼働時間を決めることができる点については、必ずしも望ましい対応とはなっていない可能性がある。リアルタイムの送金が成立するためには、送金銀行と受取銀行の両方が、その時点でモアタイムシステムに接続していることが必要である。しかし、各行がバラバラに稼働時間を設定することによって、個別行の稼働時間をよく知らない利用者には、混乱が生ずる可能性がある。また、24 時間 365 日対応が限定的なものとなり、メリットを享受できる利用者のカバレッジが低くなってしまうという問題がある。地域金融機関などでは、送金の締切りを現行の午後 3 時から午後 6 時に延長するといった計画の先が多いものとされているが、これではとても 24 時間決済とは言えない。

このため、対応が中途半端であるとともに、

利用者にとっては「分かりにくく、使いにくい」という時間延長になってしまう懸念がある。因みに、わが国でデビットカードが導入された際にも、同じように各行が利用時間をバラバラに決めたため、利用者が混乱してしまい、結局普及しなかったという実例がある。

24 時間 365 日送金を実施している海外の事例をみると、大手行を中心とする参加行は 24 時間 365 日を完全に実施する一方、参加しない銀行はまったく稼働時間を延長しないという「オール・オア・ナッシング方式」となっている例が多い。このため、顧客にとって、非常に単純で分かりやすい図式となっている。各行が独自に稼働時間を決めてよいという「任意選択方式」は、ある意味、銀行の都合を最優先した（あまり顧客優先ではない）対応であり、利用者にとっては分かりにくく、混乱を招きやすい導入方法であるものと言えよう。海外の事例なども参考に、顧客にとって、よりシンプルで分かりやすい時間延長を目指すべきであろう。

（2）モバイル・ペイメントへのあるべき対応

前述したように、北欧、英国、米国、アジア諸国などでは、小口決済のリアルタイム化や 24 時間 365 日化とともに、ケータイ番号による個人間送金である「モバイル・ペイメント」の導入が進められている。今後、各国でこうしたモバイル・ペイメントが普及していけば、スマホを使った送金が一気にグローバル・スタンダードとなっていく可能性がある。

上記のように、海外では 24 時間 365 日化とモバイル・ペイメントがワンセットで実現されようとしているのに対し、わが国では、たまたま 24 時間 365 日化の議論が先行したこともあって、モバイル・ペイメントについては、24 時間 365 日化の議論とはまったく切り離されて検討され

ている。

すなわち、金融庁による「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」の報告書(2015年12月)において、「複数の金融機関が参加する、携帯電話番号を利用した送金サービスの提供を検討すること」が課題の1つとして挙げられ、これを受けて、全銀協を中心に検討が行われている。ただし、まだニーズの有無を探り、対応を行うべきかどうかを議論するという初期の検討に止まっているようである。海外の流れに大きく遅れをとらないような対応が望まれるところである。

5 おわりに

海外の主要国では、「リアルタイム・リテールペイメント」と「モバイル・ペイメント」の2つがセットで実現されようとしている。

これに対して、わが国では2018年中に24時間365日化を可能にするシステム対応が行われるものの、稼働時間を各行がバラバラに決めるというやや中途半端な対応が行われる。また、モバイル・ペイメントについては、まだ対応するかどうかさえ未定の状態にある。

世界の潮流に遅れないようにするためには、本稿で紹介したような海外の先進的な取組みも参考にしたうえで、わが国の実情に合わせて、遅滞なく適切な対応を行っていくことが必要であろう。

【注】

- 1) SWIFTは、金融取引に関するメッセージ通信を国際的なネットワークにより提供する組織である。
- 2) Fast Settlement Serviceの略。
- 3) The Clearing Houseの略。元は、ニューヨーク手形交換所であった。

- 4) 欧州の主要銀行約50行が株主となっている。
- 5) 「EURO1」(大口決済)や「STEP2」(小口決済)などの決済システムを運営している。
- 6) この17行で、英国内の銀行口座のうち、約9割をカバーしているものとされる。
- 7) PayPalの子会社が提供する個人間のモバイル決済サービス。

【参考文献】

- BIS (2016) “Fast Payments—Enhancing the Speed and Availability of Retail Payments,” Committee on Payments and Market Infrastructures, November 2016
- EBA Clearing (2015) “Blueprint for a Pan-European Instant Payment Infrastructure Solution,” Version 2.0, October 2015
- EPC (2016) “SEPA Instant Credit Transfer Scheme Rulebook,” European Payments Council, Version 0.1, April 2016
- ERPB (2016) “Annual Report of the Euro Retail Payments Board 2015-2016”
- ERPB (2017) “Annual Report of the Euro Retail Payments Board 2016-2017”
- Fed (2013) “Payment System Improvement—Public Consultation Paper,” Federal Reserve Banks, September 10, 2013
- Fed (2015) “Strategies for Improving the U.S. Payment System,” Federal Reserve System, January 26, 2015
- Fed (2017a) “The U.S. Path to Faster Payments: Final Report Part I,” January 2017
- Fed (2017b) “Faster Payments Task Force: Final Report Part II,” July 2017
- Riksbank (2016) “IT-friendly Swedes like to pay digitally,” 27 June 2016
- SWIFT (2015) “The Global Adoption of Real-

Time Retail Payments System (RT-RPS)” April 2015

NTT データ経営研究所 (2015)「欧米の小口決済システム (ACH) 及び銀行のシステムに関する調査研究」2015 年 3 月

金融審議会 (2015)「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告－決済高度化に向けた戦略的取組み－」2015 年 12 月 22 日

全国銀行協会・全銀ネット (2014)「全銀システムのあり方に関する検討結果について」2014 年 12 月 18 日

全銀ネット (2016a)「全銀システムの高度化に向けた取組み」全国銀行資金決済ネットワーク、2016 年 3 月 18 日

全銀ネット (2016b)「全銀システムの稼動時間拡大に向けた検討状況について」全国銀行資金決済ネットワーク、2016 年 7 月 15 日

中島真志・宿輪純一 (2013)『決済システムのすべて』第 3 版、東洋経済新報社

中島真志 (2015)「世界の小口決済改革事情」『金融財政事情』2015 年 4 月 20 日号

中島真志 (2017)「リテール決済改革の世界的な潮流について」『麗澤経済研究』、Vol.24、2017 年 2 月

日本銀行 (2014)「主要国における資金決済サービス高度化に向けた取組み」日銀レビュー、2014-J-7、2014 年 11 月

淵田康之 (2016)「送金・決済のイノベーションに向けた英米の取組み」『野村資本市場クォーターリー』2016 年夏号

なかじま まさし

1958 年生まれ。81 年一橋大学卒業。同年日本銀行入行。調査統計局、金融研究所、国際局、金融機構局、国際決済銀行 (BIS) などを経て、現在、麗澤大学経済学部教授。博士 (経済学)。

【単著】

『SWIFT のすべて』

『外為決済と CLS 銀行』

『入門 企業金融論』

【共著】

『決済システムのすべて』

『証券決済システムのすべて』

『金融読本』 など。



最新刊の『アフター・ビットコイン』(新潮社)は、ビットコインとブロックチェーンを扱った1冊として注目され、ベストセラーとなっている。